

2021年 12月 27日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝倉 健次



不当労働行為に関する団体交渉開催要求書（2）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年12月22日付「本年12月6日付『不当労働行為に関する団体交渉開催要求書』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり申し上げます。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。今後は、当労組がその存在を認めていない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答ではなく貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ね重ね強く求めます。
- 2 上記「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「本書面による貴組合のお申し越しの内容は、まったく理解し難いものです。何をもって不当労働行為とされているのかもまったく不明ですし、団体交渉の対象として何を要求しておられるかも不明です。このような状況で団体交渉に応じることは出来かねます。」と述べられましたが、当労組は極めて具体的且つ簡潔に、要求の趣旨と団体交渉の議題を申し上げております。それにも拘わらず同氏が「まったく理解し難い」

、「まったく不明です」、「何を要求しておられるかも不明」と述べられるのであれば、「業務G r. 部長伊東雅弘」氏では、やはりご理解できなく無理のようなので、書面のやり取りについては今後、上記の通り何度も申し上げるように、貴社代表者による誠実なご回答を求めます。

3 上記「業務G r. 部長伊東雅弘」氏名の書面では、「貴組合は、当社が当社の従業員に対して指揮管理権限を有することを否定しておられるようですが、当社、従業員が、当社による業務上の指示や改善要請に従わない場合は、毅然とした処置をとりますので、念のため申し上げます。」と述べておられますが同氏は、会社の「指揮命令権」についてご理解頂いていないようであります。

そもそも従業員は使用者との労働契約や「就業規則」などを遵守して労働力を提供し、その対価として賃金を支給されているのであります。そして、労働組合法やその他の労働協約に準じた労働条件が適用されることは申し上げるまでもありません。

未だに労働協約（当労組との合意協定）に反し、組織上の権限と責任を明らかにできない「業務G r. 」及び同「部長伊東雅弘」氏による、当労組組合員に対する処分権限は存在しないのであり、さらに、改善指導票や供述調書まがいの書面等の手交は、繰り返し申し上げているように就業規則上の定めはなく、全く「的外れ」も甚だしいと言わなければなりません。

いったい伊東氏は使用者の指揮命令権をどのように理解されているのか、何を対象に毅然とした態度をとられようと仰るのか、全く意味不明であり、これ以上の「業務G r. 」及び同「部長伊東雅弘」氏との書面のやり取りは只々「時間の無駄」であり、上記でも何度も申し上げたように今後は貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を繰り返し強く求めます。

4 当労組と致しましては、当労組本年12月6日付「不当労働行為に関する団体交渉開催要求書」で申し上げた1～3に対し、貴社代表者による誠実なご回答を求めると共に、以下日程にて速やかに団体交渉開催を再度強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年1月11日（火）

第二希望日：2022年1月12日（水）

第三希望日：2022年1月13日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

（2）議題

貴社乃至「業務G r .」発行の「改善指導票」及び「供述書」なる各書面の発行について

以 上